

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略）

婦人相談員の配置の促進について

標記については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）により、婦人相談員が配置されていない市において、DV 対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討することが決定されています。

また、今国会に提出した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」には、婦人相談員について、児童虐待の早期発見に努めることとする規定を盛り込んでいます。

については、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、管内市（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に対して、来年度の職員配置又は児童虐待防止対策強化の観点から先んじての職員配置等を検討する際には、婦人相談員が担う役割の必要性を十分考慮した上で、適切に婦人相談員を配置するとともに、婦人相談員の任用、処遇等については下記に留意するよう周知いただき、貴都道府県内における DV 対応と児童虐待対応との連携強化に尽力されるよう、よろしくお取り計らい願います。

記

令和 2 年 4 月から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の非常勤職員の任用等に関する会計年度任用制度が創設され、併せて、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能とされました。

改正法により、婦人相談員の多くが会計年度任用職員に移行することとなります。

会計年度任用職員は、その任期が一会計年度内とされておりますが、地方公務員の任用における平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはあり得るものであり、婦人相談員についても、専門的知識、技術、経験

を有している現に婦人相談員に任用されている者が、任期ごとに客観的な能力実証に基づき当該職に従事する十分な能力を持った者であると任命権者が判断する場合は、再度任用することが可能です。

また、会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものとされており、専門性等に配慮した任用と処遇をお願いすることは、改正法の下でも変わりません。引き続き、いわゆる「雇止め」の解消にご協力をお願いします。

さらに、地方公共団体においては、婦人相談員が積極的に研修に参加し、その専門性の確保や資質の向上に努めることができるよう、研修体制の強化及び受講機会の確保をお願いします。